



「桜舞う信濃川左岸から望む朱鷺メッセ」

- 投稿者 : 新潟県土木部都市局営繕課
- 撮影年月 : 平成28年4月
- 撮影場所 : 新潟県新潟市中央区
- 施工者 : 鹿島・大成・本間特定JV ほか
- コメント : 桜が満開の信濃川左岸からは、朱鷺メッセの伸びやかな全景を望むことができます。

Contents

事業紹介

佐渡海上保安署の整備	【営繕部 整備課】	2
富山県美術館新築工事の整備について	【富山土木部営繕課】	3

トピックス

定期点検「点検資格者の見直し」等について	【営繕部 保全指導・監督室】	4
官庁施設の設計業務等積算基準等の改定	【営繕部 整備課】	5
木材の利用の促進に向けた措置の実施状況	【営繕部 整備課】	6
電力の自由化	【営繕部 技術・評価課&保全指導・監督室】	7

情報ホットライン

イベント情報	9
不具合情報	10
公共建築に関する情報発信	11

本年度から工事に着手

佐渡海上保安署の整備

(営繕部 整備課)

1 経緯

佐渡海上保安署は、昭和37年建築（築54年）で経年による老朽化が著しいことに加えて耐震性能が不足しており、災害時における応急対策活動に支障をきたすおそれがあること、業務量の増大や業務体制強化により庁舎の狭あい化が進行していること、などから両津港北埠頭地区に移転整備するものです。平成27年度から設計を開始し、本年度から工事に着手する予定です。

2 設計段階における検討事項

特に以下の項目について検討しながら設計を進めています。

(1) 周辺の景観に配慮した施設整備

本施設は佐渡汽船のフェリー航路から展望される立地条件となっていることから、佐渡市景観計画との整合を図りつつ、佐渡の玄関口である港のランドマークになる外観デザインとすることについて検討を行っています。

(2) 求められる所要の性能が確保された施設整備

本施設は災害応急対策活動に必要な施設であるため、災害時にあっても業務が停止することの無いよう、耐震性及び対津波性を考慮しています。また、佐渡市による津波避難ビルの指定が検討されていることから、津波発生時にすみやかに施設を利用できるように、外部階段の入口をわかりやすくするために見やすいサインを設置すること、通路・階段を使用しやすい構造にすることについて検討を行っています。

(3) 地球環境に配慮した施設整備

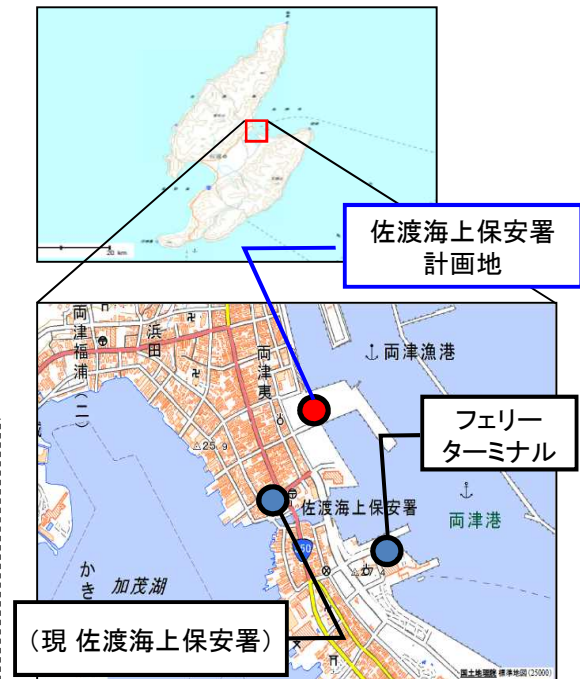
太陽光発電設備等の環境配慮技術の採用、また木材利用推進の観点より内装等の木質化について検討を行っています。

■ 計画概要 ■

- 計画地 新潟県佐渡市両津夷地先
- 敷地面積 880㎡
- 延床面積 966㎡（ピロティを含む）
- 構造・規模 RC造 地上3階

■ 設 計 ■

(株) 都市環境設計



美術館の機能充実に伴う移転整備 富山県美術館新築工事の整備について (富山県土木部営繕課)

現在ある富山県立近代美術館は昭和55年に竣工し、それから30年以上経過しましたが、その間、法律等が変更となったことにより、耐震性の不足、美術品保管に適しない消火・空調設備等、重要文化財級の展示ができない状態となっていました。

この状態を解決することが急務となり、平成25年から移転整備が始まりました。

建設地は県民が利用しやすく、観光客が立ち寄りやすく、また、富山県のシンボルである立山連峰の眺望がよい場所等の条件により、富山駅から北へ1 km程にある県民の憩いの場として親しまれている富岩運河環水公園内となりました。

1. 施設の概要

所在地：富山県富山市木場町 地内

敷地面積：13,147.64㎡（河川区域含む）

延床面積：14,974.69㎡（附属建物除く）

構造・階数：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建

工期：平成27年5月～平成28年12月

設計・監理：内藤廣建築設計事務所

施工業者：清水建設・三由建設・前田建設新富山県立近代美術館（仮称）新築工事共同企業体

※屋上、外構工事は別途発注



完成予想図

2. 施設の特徴

建物へ引き込む工夫として、建物の形状を美術館本体を包むように放物線とし、屋上に配置した公園まで人を招き入れるように緩やかな階段を配置しています。



放物線を描く建物

屋上は、元々建設地にあり、敷地内に設置条件となっていた「ふわふわドーム」の「ふわふわ」から連想した擬態語・擬音語（オノマトペ）をコンセプトとし、「オノマトペ」をイメージした遊具を設置します。



「オノマトペ」の遊具

3. 工事の進捗状況



鉄骨建方中

平成28年6月より施行

定期点検「点検資格者の見直し」等について

(営繕部 保全指導・監督室)

平成28年6月1日から「建築基準法第12条」の改正により一定の規模・用途の建築物等の定期点検実施者は、法令等に定める資格が必要となります。

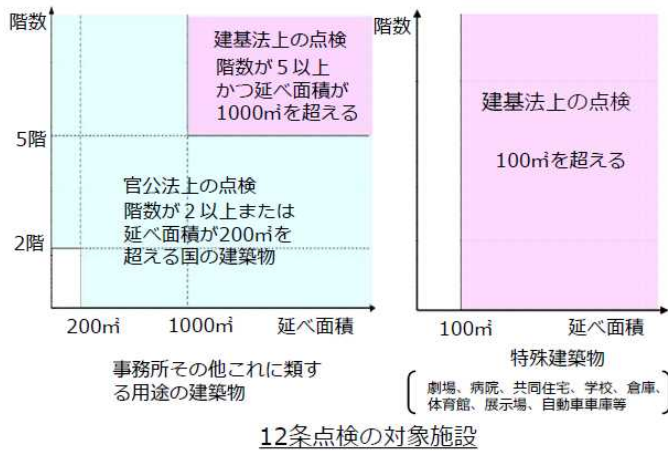
1. 12条点検

(1) 点検対象施設

「12条点検」は、劣化・損傷により国家機関の建築物の安全性が損なわれていないか確認するために、定期的に行うものです。

「12条点検」の実施については、官公法第12条第1項、第2項及び建基法第12条第2項、第4項並びに関連する政省令で定められています。

「12条点検」の対象となる国家機関の建築物は下図のとおりです。事務その他これに類する用途の建築物の場合、建基法に基づく点検の対象より小規模な建築物においても、官公法に基づき点検が必要となります。



2. 法施行後の点検

(1) 点検資格者の見直し

建築基準法等の一部改正により、点検実施者の資格者が見直しされました。

国等の場合は、「国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験者」も認められており、改正後も引続き認められることになりましたが、**現行制度の2年以上の実務経験者の資格者であっても、施行日以降は新たな資格者証が必要となり、資格者証の交付を受けていない場合、定期点検はできません。**

申請により資格者証の交付を受けることで定期点検を行うことは可能ですが、交付する資格者証には、点検することができる建築物又は建築設備等は、点検実施者の所属する組織が所有するもの等の条件が課せられていますので、詳細についてはご確認下さい。

	(現行)H28.5.31まで	(改正)H28.6.1から
建築物	一級建築士・二級建築士 特殊建築物等調査資格者	一級建築士・二級建築士 特定建築物調査員
昇降機等	一級建築士・二級建築士 昇降機検査資格者	一級建築士・二級建築士 昇降機等検査員
建築設備	一級建築士・二級建築士 建築設備検査資格者	一級建築士・二級建築士 建築設備検査員
防火設備 (新設)		一級建築士・二級建築士 防火設備検査員

(2) 点検実施について

法施行後、定期点検業務を行うためには、資格証が必要不可欠となります。

今後は定期点検業務について外部委託を行う検討が必要となります。

法施行後の点検実施について

職員が点検を行う場合は



資格証の交付が必要

外部委託により点検を行う場合は



予算
要求

業務
発注

(2) 点検内容及び点検周期

点検内容及び点検周期は下記のとおりとなります。

点検対象	点検内容	点検周期
建築物の敷地及び構造	・損傷、腐食等の劣化状況 例:コンクリートのひび割れ、鉄骨の腐食、外装材の浮き上がり 等	3年以内毎
建築設備	建築物の昇降機以外の建築設備 例:エレベーターの作動不良、給水タンク内部の腐食、非常用照明の点灯不良 等	1年以内毎
	建築物の昇降機	1年以内毎
防火設備(新設)*	・損傷、腐食等の劣化状況 例:防火戸の作動不良、防火ダンパーの作動不良 等	1年以内毎

* 既存の防火設備についてはH31.5.31までの間に点検

耐震診断・耐震改修等に係る業務報酬基準の策定に伴う

官庁施設の設計業務等積算基準等の改定

(営繕部 整備課)

1 経緯

官庁営繕では、建築士法第25条に規定する報酬の基準（業務報酬基準）を規定した平成21年国土交通省告示第15号に基づき、官庁施設の設計業務等を委託する場合に予定価格のもととなる業務委託料の積算の標準的な方法について必要な事項等を定めた基準「官庁施設の設計業務等積算基準」及びこの基準に基づき、設計業務委託料を積算するために必要な事項を定めた「官庁施設の設計業務等積算要領」を定めています。

標準報酬基準については、昨年5月に耐震診断・耐震改修に係る設計等の業務報酬基準（平成27年国土交通省告示第670号）が定められたところですが、この告示を受けて、官庁営繕では平成28年2月に「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定を行いました。

この改定は、平成28年4月1日以降に入札を行う業務から適用されます。

2 積算基準の改定概要

- (1) 基準の対象に「耐震診断」を追加
- (2) 基準が、その考え方に基づくものとして、現行の「平成21年国土交通省告示第15号」に「平成27年国土交通省告示第670号」を追加
- (3) 告示第670号に規定された「検査費」を「特別経費」に含めて算定することを規定

3 積算要領の改定概要

- (1) 告示第670号に規定される標準外の業務を踏まえ、追加業務となる業務の例示を追加（耐震改修設計及び耐震診断のそれぞれについて規定
- (2) 構造体の耐震改修設計業務について、告示第670号に従い、構造に係る設計（設計意図伝達業務を除く。）に係る標準業務人・時間数の算定方法を追加
 ※総合及び設備に係る設計、設計意図伝達並びに工事監理は、従前の算定方法による。
 ※構造についても、告示第670号の条件から外れる設計は、従前の算定方法による。
- (3) 構造体の耐震診断業務について、告示第670号に従い、標準業務の内容、標準業務人・時間数を規定
- (4) 次の場合は、告示の規定外となるため、従前の算定方法によることとなります。
 - ① 規模（床面積の合計）が500㎡未満又は7,500㎡を超える場合
 - ② 構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造以外の場合
 - ③ 要領に定める一般業務を分割（基本設計と実施設計など）する場合

設計業務の種別毎に算定方法を整理すると下表のとおりとなる。

業務種別 算定方法	新築	改修	耐震改修		
			総合・設備	構造	
				告示条件内	告示条件外
2 設計1（床面積）	○				
3 設計2（図面目録）		○	○		○
4 耐震改修				○	△
5.2 意図伝達(2)床面積	○				
5.2 同 (1)実情	○		○		
6.2 工事監理（床面積）	○				
6.3 同（実情）			○		

(凡例) ○：適用対象

△：所要の業務を追加業務としたうえで適用可

 ：改定(追加)箇所

平成26年度 公共建築物における

木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

(営繕部 整備課)

官庁営繕は、平成28年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」で定める目標達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況等、促進に向けた措置の実施状況について取りまとめました。

※ (参考) 国土交通省のホームページ : <http://www.mlit.go.jp/common/001119831.pdf>

1 木材の利用の目標達成に向けた取組の内容

「公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議」を開催 (平成26年度に2回開催)

2 木材の利用の目標達成状況

(1) 低層の公共建築物の木造化について平成26年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層 (3階建て以下) の公共建築物が全体で100棟、合計延べ面積11,769㎡整備されました。このうち、木造で整備を行ったものは32棟、合計延べ面積4,047㎡でした。

- 厚生労働省
平塚地方合同庁舎 会議室棟※ (神奈川県平塚市 1階建て 93㎡)



- 国土交通省
国営越後丘陵公園 越の里山館 (新潟県長岡市 2階建て 405㎡)



- 環境省
福島潟鳥獣保護区 管理観察棟※ (新潟市北区 2階建て 81㎡)



(2) 平成26年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計172棟でした。

- 内閣府 内閣府本府庁舎 (使用部位: 壁)
- 総務省 防災危機管理棟災害待機室 (使用部位: 家具)



- 法務省 網走法務総合庁舎※ (使用部位: 壁)



- 法務省 旭川刑務所庁舎鍛錬場 (使用部位: 床、壁、天井等)



- 財務省 税務大学校広島研修所※ (使用部位: 庁舎・教室棟 額縁、家具) (使用部位: 寮・厚生棟 家具)



- 国土交通省 石巻港湾合同庁舎 (使用部位: 外壁スクリーン)



- (使用部位: エントランス階段、壁)



4月1日より開始

電力の自由化

(営繕部 技術・評価課&保全指導・監督室)

電力の小売自由化は、2000年3月に「特別高圧」区分の大規模工場やデパート、オフィスビルが自由に電力会社を選択し、電気を購入することが可能になり、2004年4月、2005年4月には、小売自由化の対象が「高圧」区分の中小規模工場や中小ビルへと拡大しました。

そして、**2016年4月1日からは、「低圧」区分の事業所、家庭や商店などにおいても自由に電力会社や料金メニューを選択し、電気を購入することが可能**になりました。

1. 電力自由化の誤った情報

電力自由化に伴い、下記の様な誤った情報がありますので、念頭において対応下さい。

事例	誤った情報	正しい情報
(1)	急いで契約4月まで何もしないと、電気は止まる。	慌てて契約する必要はありません。今までと変わりませんし、停電も起きません。切替えの契約を行わない場合は、現在契約している電力会社から電気が供給されます。
(2)	電力会社を変えると新たに電線が必要	新しく電線が引かれることはありません。既存の送電線・配電線を經由して送電されます。
(3)	規模の小さい会社と契約したら、電気が不安定になる。	契約先によって、電気そのものの品質は変わりません。系統全体で需給バランスは維持されます。
(4)	契約した会社が倒産したら、電気は止まる。	平成32年3月までの間は、現在の一般電気事業者の小売部門に電気の供給が義務づけられています。現在の一般電気事業者の小売部門と契約することで、現在の標準的な料金メニュー（経過措置の料金メニュー）で電気の供給を受けることができます。経過措置終了後は、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施すること（最終保障供給）が一般送配電事業者に義務づけられています。
(5)	周波数が違うエリアの会社と契約できない。	周波数が違うエリアの会社と契約は可能です。ただし、周波数変換設備により電気を供給するので、購入する電気の周波数は供給先のエリアの周波数となります。
(6)	山間部では小売電気事業者から電気を買うことができない。	山間部でも購入は可能です。ただし、実際に参入する小売事業者があるか確認が必要です。
(7)	クーリング・オフはできない。	訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、8日以内（法定書面を受け取った日から起算して8日以内）であればクーリング・オフができます。
(8)	電気メーター交換は有料。	自由化に伴って電気メーターをスマートメーターに交換する必要がありますが、新たな機器の購入等を求められることはありません。ただし、消費者側の事由によるスマートメーター設置場所の変更を行った場合等、工事に費用が掛かる場合があります。

2. 電力会社の切り替えにあたっての事前準備

(1) 過去の電気使用量の確認

電力会社の切り替えにあたっては、電力会社を見直すことにより使用料金にメリットがあるか、試算を行う必要があります。試算するにあたっては、冷暖房に使用する電気の使用量は気候条件に大きく影響されることから、過去2年以上の使用量を確認し、検討することをお勧めします。

(2) 多彩な料金プラン・サービスの確認

「電力の小売全面自由化」により、様々な事業者が電気の小売市場に参入し、様々な料金メニュー・サービスがあり、電気とガスなどの組み合わせによるセット割引や、ポイントサービス、また、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から購入することも可能となります。さらに、所在地のエリア外の小売電気事業者より電気の購入も可能となりますので、電気料金プランの他に、どの様なサービスを受けられるか確認することをお勧めします。

(3) 登録された小売電気事業者の確認

小売電気事業者として登録を行った者には、LP・都市ガス系や石油系、再エネ系など、様々な業種から参入しています。小売電気事業者は供給予定地域があり、契約可能地域であるか確認する必要があります。現在、新潟県・富山県・石川県において登録された小売電気事業者は少ない状況です。小売電気事業者の一覧は経済産業省ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

3. 契約時の注意点

慌てて契約する必要はありません。契約プランをしっかりと確認して下さい。

(1) 電気料金の試算

過去の電気使用量に照らした試算を行って下さい。口頭だけの「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けて下さい。

(2) 料金メニュー・サービスの確認

電気とガス等の組み合わせによるセット割引やポイントサービスなど総合的に検討することをお勧めします。

(3) 小売電気事業者の確認

契約にあたっては、登録された小売電気事業者か確認して下さい。

(4) 契約期間や契約解除等の条件の確認

契約期間や契約解除等について確認をして下さい。特に契約解除を行った場合、費用発生の有無等諸条件についても確認して下さい。

4. 電力会社の切り替え行った場合の流れ

(1) 切り替え先の電力会社への申し込み

切り替え先の電力会社のサービス窓口、ホームページ、電話等から切り替えの申し込みをができます。現在契約している電力会社への解約手続きは、契約者の同意に基づき、切り替え先の電力会社が手続きを行うことが可能です。

切り替えの申し込みをする際には、電気料金・契約期間・契約解除等の諸条件の説明や書面交付を受けて下さい。その内容を踏まえて契約締結の判断をして下さい。

(2) 電力会社の切り替え時に必要な事項

切り替え先の電力会社への申し込み時に下記の事項が必要となります。

- ・現在契約している電力会社名
- ・現在契約している電力会社のお客様番号
- ・供給地点特定番号
- ・切り替え希望日

(3) 電気メーターの交換

現在設置されている電気メーターがスマートメーターではない施設の方は、スマートメーターへの交換が必要になります。



切り替え先の電力会社との契約後、現在契約している地域の電力会社から交換作業の工事予定日の連絡が入ります。

(4) 切り替え先の電力会社との契約開始

切り替え日については、切り替え先の電力会社の契約により開始します。

5. 電力取引監視等委員会の「Q&A」

電力取引監視等委員会では、電力小売全面自由化に関する主な質問と回答をまとめた「Q&A」、「よくあるご質問」を電力取引監視等委員会ホームページに掲載しています。

<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

■平成28年度

「北陸地区保全実務担当者講習会」
(BIMMS-N操作説明会) の開催について

「北陸地区保全実務担当者講習会」は施設管理担当者として庁舎等の保全の実務にあたり必要な知識等を得ることを目的に開催しています。平成28年度は、新潟市、富山市及び金沢市において、6月に下記の内容で開催を予定しています。

- ①保全について (概要)
- ②北陸地整管内の保全の現況
- ③国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
- ④官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の概要
- ⑤官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の演習

「北陸地区保全実務担当者講習会」では営繕部保全指導・監督室や金沢営繕事務所の担当者による北陸地整管内の保全状況の報告やBIMMS-Nの操作説明の後、実際にPCを用いて操作の習得を目的に演習を行う予定です。



平成27年度の講習会の状況

■平成28年度

「北陸地区官庁施設保全連絡会議」
の開催について

「北陸地区官庁施設保全連絡会議」は、国家機関の建築物の保全業務を担当している施設管理担当者に対して、保全業務の現況と課題等の情報提供及び意見交換を行うことを目的として開催しています。平成28年度は、新潟市、富山市及び金沢市において、7月に下記の内容で開催を予定しています。

- ①北陸地整管内の保全の現況
- ②国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)
- ③建築基準法の改正に伴う定期報告・定期点検制度等について
- ④平成28年度建築保全業務労務単価、平成29年度各所修繕費要求単価、庁舎維持管理費要求単価等について
- ⑤その他情報提供

「北陸地区官庁施設保全連絡会議」では営繕部保全指導・監督室や金沢営繕事務所の担当者による既存施設を活用した点検方法等の実地講習を行う予定です。

■平成28年度

「北陸地区営繕主管課長会議」
の開催について

5月24・25日に北陸地方整備局を会場として、平成28年度「北陸地区営繕主管課長会議(前期)」の開催を予定しています。

北陸地方整備局からの情報提供と新潟県、富山県、石川県及び新潟市からの提出議題に対する意見交換等が予定されています。

情報ホットライン
不 具 合 情 報

■ 【洗面化粧台の樹脂製ミラーキャビネットが外れ、転倒】

タカラスタANDARD(株)が製造した洗面化粧台の樹脂製ミラーキャビネットの一部機種において、壁面への取付け部分が破損し、外れる不具合が発生しました。事故の再発防止のため、当該製品を含む対象製品について点検と修理を実施しています。

詳細について、タカラスタANDARD(株)ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.takara-standard.co.jp/oshirase/index.html>

対象機種及び確認場所

種類	機種名	
2面鏡	SJ-75M2JK	SCU-75M2K
3面鏡	SJ-75M3JK	SCU-75M3PK
	SJ-75M3RK	SCU-75M3RK
製造期間	2002年2月～2005年10月	

機種名・製造番号はミラー扉裏に下記のように明記しております。
ミラー扉を開け機種名・製造番号を確認下さい。



TB 01 02 ～ TJ 31 05 が
対象製品となります。
(2002. 2. 1～2005. 10. 31)

機種名情報シール

タカラ洗面ユニット

機種名 SCU-75M3PK

TAKAGIKI 100V 50/60Hz
定格消費電力 4.4W
使用ランプ 蛍光灯20W
防曇ヒーター 20W
コンセント 1200W迄使用可能

製造番号 TD 10 03

タカラスタンダード株式会社

製造番号の見方
TD 10 03 → 2003年4月10日製造
月 日 西暦の末尾2桁

A	1月	G	7月
B	2月	H	8月
C	3月	I	9月
D	4月	J	10月
E	5月	K	11月
F	6月	L	12月

■ ガスヒートポンプエアコン室外機より冷媒漏洩

ヤンマーエネルギーシステム(株)が製造したガスヒートポンプエアコン(GHP)室外機の一部機種において、冷媒容器に設置した可溶栓のネジ部から微少の冷媒漏洩の可能性があることが判明しました。

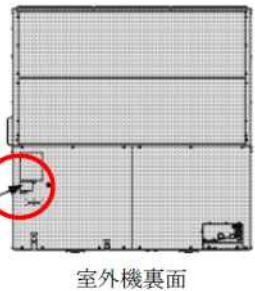
当該製品について2017年3月までの点検・修理完了を目指して実施しています。

詳細について、ヤンマーエネルギーシステム(株)ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<https://www.yanmar.com/jp/important/2016/03/01/8384.html>

対象機種及び確認場所

2011年4月から2012年7月の間に製造
したGHPが対象になります。



※表中「-」の意味…対象機無し

機種名	シリーズ	室外機 型式	製造番号				
			355型(13HP)	450型(16HP)	560型(20HP)	710型(25HP)	850型(30HP)
ビル用マルチ	H	YNZP	1HB-1140 ~ 2HB-1527	1HC-1244 ~ 1HC-1308	1HD-2172 ~ 1HD-2258	1HE-1151 ~ 1HE-1196	1HF-1626 ~ 1HF-1674
	J	—	1AC0101 ~ 2ACA0516	1ABY0101 ~ 2ABY0800	1ABV0101 ~ 2ABV0566	1ABT0101 ~ 2ABT0735	—
リニューアル	H	YRZP	1HM-0431 ~ 1HM-0460	1HN-0788 ~ 1HN-0835	1HP-0183 ~ 1HP-0185	1HR-0186 ~ 1HR-0194	—
	J	—	1ACJ0101 ~ 2ACJ0241	1ACG0101 ~ 2ACG0408	1ACE0101 ~ 2ACE0177	1ACC0101 ~ 2ACC0152	—
ハイパワービル用マルチ	H	YGZP	1HS-0575 ~ 1HS-0580	1HT-0789	1HU-0482 ~ 1HU-0485	1HV-0700 ~ 1HV-0704	—
	J	—	1ACB0101 ~ 2ACB0368	1ABZ0101 ~ 2ABZ0556	1ABW0101 ~ 2ABW0334	1ABU0101 ~ 2ABU0431	—
ハイパワーリニューアル	H	—	1HZ-0203 ~ 1HZ-0205	—	—	—	—
	J	—	1ACK0101 ~ 2ACK0187	1ACH0101 ~ 2ACH0311	1ACF0101 ~ 2ACF0142	1ACD0101 ~ 2ACD0145	—
にこマルチ	H	YWZP	1NF-0160 ~ 1NF-0213	1NG-0249 ~ 1NG-0340	1NL-0250 ~ 1NL-0359	1NM-0277 ~ 1NM-0399	—
	J	—	1ADW0101 ~ 2ADW0144	1ADW0101 ~ 2ADW0225	1ADY0101 ~ 2ADY0202	1ADZ0101 ~ 2ADZ0227	—
ハイパワーにこマルチ	H	YDZP	1NH-0143 ~ 1NH-0152	1NJ-0215 ~ 1NJ-0276	1VN-0214 ~ 1VN-0273	1VP-0333 ~ 1VP-0420	—
	J	—	1AEA0101 ~ 2AEA0188	1AEB0101 ~ 2AEB0259	1AEC0101 ~ 2AEC0233	1AED0101 ~ 2AED0226	—
リニューアルにこマルチ	H	—	1AAA0111 ~ 1AAA0122	1AAB0135 ~ 1AAB0151	1AAC0103 ~ 1AAC0114	1AAD0137 ~ 1AAD0152	—
	J	—	1AEE0101 ~ 2AEE0133	1AEF0103 ~ 2AEF0133	1AEG0101 ~ 2AEG0117	1AEH0101 ~ 2AEH0116	—
ハイパワーリニューアルにこマルチ	H	YXZP	1AAE0160 ~ 1AAE0185	1AAF0185 ~ 1AAF0199	1AAG0141 ~ 1AAG0158	1AAH0153 ~ 1AAH0170	—
	J	—	1AEJ0101 ~ 2AEJ0120	1AEK0101 ~ 2AEK0174	1AEL0101 ~ 2AEL0130	1AEM0101 ~ 2AEM0161	—
冷暖同時機	H	—	1VR-0288 ~ 1VR-0381	—	—	1VS-0299 ~ 1VS-0354	—
	J	—	1ADT0101 ~ 2ADT0145	—	—	1ADU0101 ~ 2ADU0121	—
ハイパワーエクスセル	H	YEZP	—	—	1YT-0224 ~ 1YT-0248	—	—
	J	—	2AG0101 ~ 2AG0112	2AGM0101 ~ 2AGM0119	2AGF0101 ~ 2AGF0111	2AF0101 ~ 2AF0110	—
寒冷ビル用マルチ	J	YNCP	—	2AG0101 ~ 2AG0124	2AGP0101 ~ 2AGP0136	2AGH0101 ~ 2AGH0104	2AGB0101 ~ 2AGB0103
	J	YRCP	—	—	2AGN0101	—	2AGA0101 ~ 2AGA0102
寒冷ハイパワービル用マルチ	J	YQCP	—	—	—	—	—
	J	YPCP	—	2AG70101 ~ 2AG70104	—	—	—
寒冷ハイパワーリニューアル	J	YICP	—	—	2AGS0101 ~ 2AGS0104	2AGK0101 ~ 2AGK0106	2AGD0101 ~ 2AGD0120
	J	YJCP	—	—	2AGT0101 ~ 2AGT0102	2AGL0101 ~ 2AGL0102	2AGE0101 ~ 2AGE0102
寒冷リニューアルにこマルチ	J	YKCP	—	—	—	—	—
	J	YPCP	—	—	—	—	—

公共建築に関する情報発信

■公共建築工事標準仕様書等について

平成28年版へ改定

「公共建築工事標準仕様書」等については3年毎に見直しを行っており、平成28年3月に平成28年版へ改定しました。

同仕様書等は、公共建築工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、工事請負契約における契約図書のひとつとして使用されるものです。同仕様書等の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

平成28年版へ改定をおこなった

公共建築工事標準仕様書等

- (1) 建築工事
 - ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- (2) 電気設備工事
 - ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- (3) 機械設備工事
 - ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- (4) 積算
 - ・ 公共建築工事標準単価積算基準

【標準仕様書関連】

「公共建築工事標準仕様書」は、下記の基本的な改定方針をもとに改定しています。

- (1) 国としての施策への対応
 - ・ 地球環境への配慮
 - ・ 安全・安心の確保への対応
 - ・ コスト縮減に資する仕様の標準化
 - ・ 品質の確保への対応
- (2) 国際化への対応
- (3) 関係法令、各種基準及び規格類との整合
 - ・ 法令改正等に対応した見直し

- ・ JIS、JASの公的規格、JASS規格等で改正が行われたものについて、その改正内容に整合させた見直し

- (4) 技術革新への対応と施工実態の反映
- (5) 技術・技能資格者への対応

なお、公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)については、年度末に建築基準法関連の告示改正に伴う一部改定を予定しています。

【工事費積算関連】

「公共建築工事標準単価積算基準」は、標準歩掛や市場単価の取り扱い等の単価及び価格の算定に関する事項を定めた基準です。公共建築工事標準仕様書等の改定に伴い、公共建築工事標準単価積算基準も併せて見直しています。

公共建築工事標準仕様書等については、官庁営繕部ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-5

工事費積算関連のアドレス

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6

■「入札時積算数量書活用方式」の

試行について

営繕工事においては、従前から発注者が行う予定価格の積算の透明性及び妥当性を確保するとともに、入札参加者が行う入札価格の積算及び工事費内訳書の作成の効率化を図るため、発注者において、入札時に積算数量を参考資料として公開してきたところです。

今般、公共工事の品質確保に関する法律の改正趣旨を踏まえ、積算数量に関する協議の円滑化に資するため、平成28年度より「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」を試行を行います。

本取組につきましては、改めて次号にて説明を予定していますが、ご質問等ございましたら、公共建築相談窓口までお問い合わせ下さい。

■ 営繕工事写真撮影要領を改定 基礎杭工事の

適切な施工確保（告示）を考慮

昨年発生した基礎杭工事に係る問題を受け、建設業法に基づく告示が3月4日に制定され、「杭の支持層への到達」及び「施工記録」に係る一般的な事項が定められています。これを受け、撮影対象表の見直しを行い、平成28年3月31日に官庁営繕部ホームページに掲載しました。同時に、公共建築工事標準仕様書の改定に伴い、一部改定を行いました。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

■ 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を

活用した個別施設計画策定・運用マニュアル

「官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き」（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ）において、借受施設を除くすべての官庁施設について、平成28年度までに個別施設計画を策定することとなっています。

行動計画に基づき策定する個別施設計画を作成するにあたっては専門知識も必要であり、施設の管理者の負担となっています。各省各庁の管理者による個別施設計画作成を支援することを目的として、個別施設計画策定・運用マニュアルを作成しています。

「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用することにより、専門知識がなくても、短時間で中長期保全計画等の作成が可能となり、効率的に作成できます。

個別施設計画策定・運用マニュアルは、官庁営繕部ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000022.html

■ 国家機関の建築物等の保全の現況の 公表について

国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき国家機関の建築物等の保全の適正化を推進しています。

その一環として、毎年度、国家機関の建築物等の保全の状況を調査・分析し、施設管理者に対する包括的な改善意見や適正な保全に役立つ参考情報などをとりまとめ、「国家機関の建築物等の保全の現況」（以下「保全の現況」）として作成しており、平成27年度の「保全の現況」が公表されました。

平成27年度の保全実態調査結果の特徴として、保全が良好な施設の割合（63.6%）や中長期保全計画の作成割合（72.3%）の向上など、全体的に改善傾向が見られました。

7月に新潟市、富山市及び金沢市で開催を予定している「北陸地区官庁施設保全連絡会議」等において、各省庁に「保全の現況」の配布を予定しています。また、「保全の現況」は官庁営繕部ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000031.html

■工事・業務発注見通し及び入札公告に

関する工事概要について

北陸地方整備局営繕部及び北陸地方整備局金沢営繕事務所における工事・業務発注見通し及び工事概要は下記ホームページに掲載しています。

北陸地方整備局営繕部

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局金沢営繕事務所

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>

発注情報メール配信サービス

のお知らせ！

官庁営繕工事・業務の発注情報メール配信サービスを開始しました。公告日に登録されたメールアドレスに配信しますので、是非ご登録ください。

●対象となる発注機関と工事・業務種別

発注機関

国土交通省大臣官房官庁営繕部、
北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所、
北海道開発局営繕部、
各地方整備局営繕部及び営繕事務所、
沖縄総合事務局開発建設部営繕課

工事種別

建築、電気設備、暖冷房衛生設備、
機械設備（エレベーター）等

業務種別

設計、工事監理、調査検討、
測量・敷地調査

●登録方法

北陸地方整備局営繕部のホームページにアクセスし、表示に従い登録手続を行ってください。

PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。登録は無料です。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

●メール配信される発注情報

- ①工事名称または業務名称
- ②工事種別、工事の等級区分、施工場所または業務種別
- ③技術資料（工事）、参加表明書（業務）の提出締切日

となります。

なお、正式な内容は入札情報サービスにて、ご確認下さい。

<http://www.i-ppi.jp>

■施工管理技術検定試験合格証明書の

申請手続きについて

合格証明書の申請手続きについて、北陸地方整備局営繕部ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局営繕部は、新潟県、富山県及び石川県在住の方の下記資格について、再交付・書き換え窓口となっています。

資 格 名	受付担当課	電 話 番 号
建築施工管理技士		
電気工事施工管理技士	営繕部 計画課	025-280-8880 (代表)
管工事施工管理技士		

■ 出前講座

北陸地方整備局では、行政の透明性の向上と国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性等について話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、『出前講座』を実施しています。

『出前講座』の利用方法や講座のメニュー等を下記ホームページに掲載しています。

お気軽にご相談ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/manaviva/index.html>

■ 官庁営繕の「Q&A」

国土交通省では、これまでに寄せられた相談を踏まえ、主な相談と回答をまとめた「Q&A」、公共建築の品質確保を図るための技術基準及びマニュアルを官庁営繕部ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000063.html

■ 公共建築相談窓口

北陸地方整備局営繕部では、公共建築に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための「公共建築相談窓口」を設置しています。

この窓口では、公共建築工事の円滑な施工確保の取組として、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談の受付も行っています。

お気軽にご相談ください。

- 北陸地方整備局営繕部計画課

TEL: 025-280-8880 (内線5153)

(保全関連は内線5512)

FAX: 025-370-6504

e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

メールでのお問い合わせの場合は、機関名または会社名と担当者等をご記入下さい。

- 北陸地方整備局金沢営繕事務所技術課

TEL: 076-263-4585

FAX: 076-231-6369

えいぜん通信@北陸 平成28年4月発行



北陸地方整備局営繕部

編集:

ホームページアドレス

TEL025-280-8880 (代表) FAX 025-370-6504

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局金沢営繕事務所

ホームページアドレス

TEL076-263-4585 (代表) FAX 076-231-6369

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>

『えいぜん通信@北陸』は、公共建築に関する取り組みを情報発信しています。

北陸地方整備局のホームページで北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所の業務全般及び『えいぜん通信@北陸』を紹介しております。どうぞ、ご覧ください。